

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 苅田町社会福祉協議会

はじめに

新型コロナウイルス感染症は5月8日より季節性インフルエンザと同じ「5類」への引き下げが決まりました。先の見えないトンネルからようやく抜け出せると安堵する気持ちと、マスクの着用等は自己判断に任せられている状況にまだまだ油断は禁物と思う気持ちとが混在しています。今までの3年間は、つながりたくてもつながれず、新たなつながり方を模索し続け、つながりや支え合いの大切さを改めて感じた日々でもありました。それだけに本年度は、地域住民や支援機関の皆様と共に、新たな支え合いやつながりづくりに力を込めていきたいと思えます。

令和5年度は、第4次苅田町地域福祉活動計画の最終年であり、これまでの取り組みの振り返りをしっかり行い、第5次計画に向けての策定作業を行います。「地域共生社会」の実現に向け、また「包括的な支援体制の構築」に向けた取り組みが進められるよう、地域住民の声を大事にしながら策定作業を進めていきます。社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体と社会福祉法に規定されており、地域福祉を推進する上で「包括的な支援体制の構築」に向けた取り組みの推進に大きな期待が寄せられています。「住民に身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備」や「住民の身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」について何ができるかしっかり検討していきます。

小地域福祉活動においては、コロナ禍で活動を見合わせている地区もある事から、不安なく活動が再開できるよう支援に努めます。また、コロナ禍や物価高騰の影響で日々の暮らしに心配を抱えている人が増えています。地域から孤立することがないように見守り活動に力を入れ福祉課題の早期発見に努めます。

生活支援体制整備事業では、第一層つながり隊と第二層つながり隊の連動を意識し、第一層のコアメンバーを作り、そのメンバーとともにより良い形の構築を目指します。また、フレイル予防による社会参加の促進に力をいれ、介護予防やつながりづくりのより一層の推進を図ります。

ボランティアセンターでは、高校生向け、親子向け、子ども向け等若い世代を巻き込んだボランティア養成講座を積極的に開催していきます。2年目を迎える企業（団体）ボランティアセンター登録制度も登録件数が増えるよう投げかけていきます。

あんしんセンターでは、昨年度終了した生活福祉資金特例貸付の借受者が生活に困っていないか寄り添えるよう、フードパントリー事業に注力し伴走型の支援を進めます。また日常生活自立支援事業や法人後見事業の進め方を今一度見つめ直し丁寧な事業展開を心がけます。

居宅支援事業所、障害者相談支援事業所、在処よってけばあ、くすの木作業所においては、自然災害や感染症発症時に備え、業務継続計画（BCP）の策定に取り組みます。

パンジープラザの閉鎖話が持ち上がるなど、不安定な状況の中での令和5年度のスタートとなりますが、地域住民と一緒に、地域の福祉力の向上に全力で取り組んでまいります。

令和5年度 社会福祉法人 荻田町社会福祉協議会 事業計画

■基本理念

『誰もが心豊かに安心して暮らせるまちづくり』

■令和5年度 荻田町社協スローガン

『 つながりの輪を広げよう 』

■重点項目

- ①住民に身近な「地域福祉活動計画」の策定に取り組みます
- ②権利擁護支援の強化に取り組みます
- ③社協会員増加に向けて取り組みます

■事業計画目次

I 法人機能・財政基盤の強化	5
----------------	---

II 支え合いの地域づくりの推進	7
------------------	---

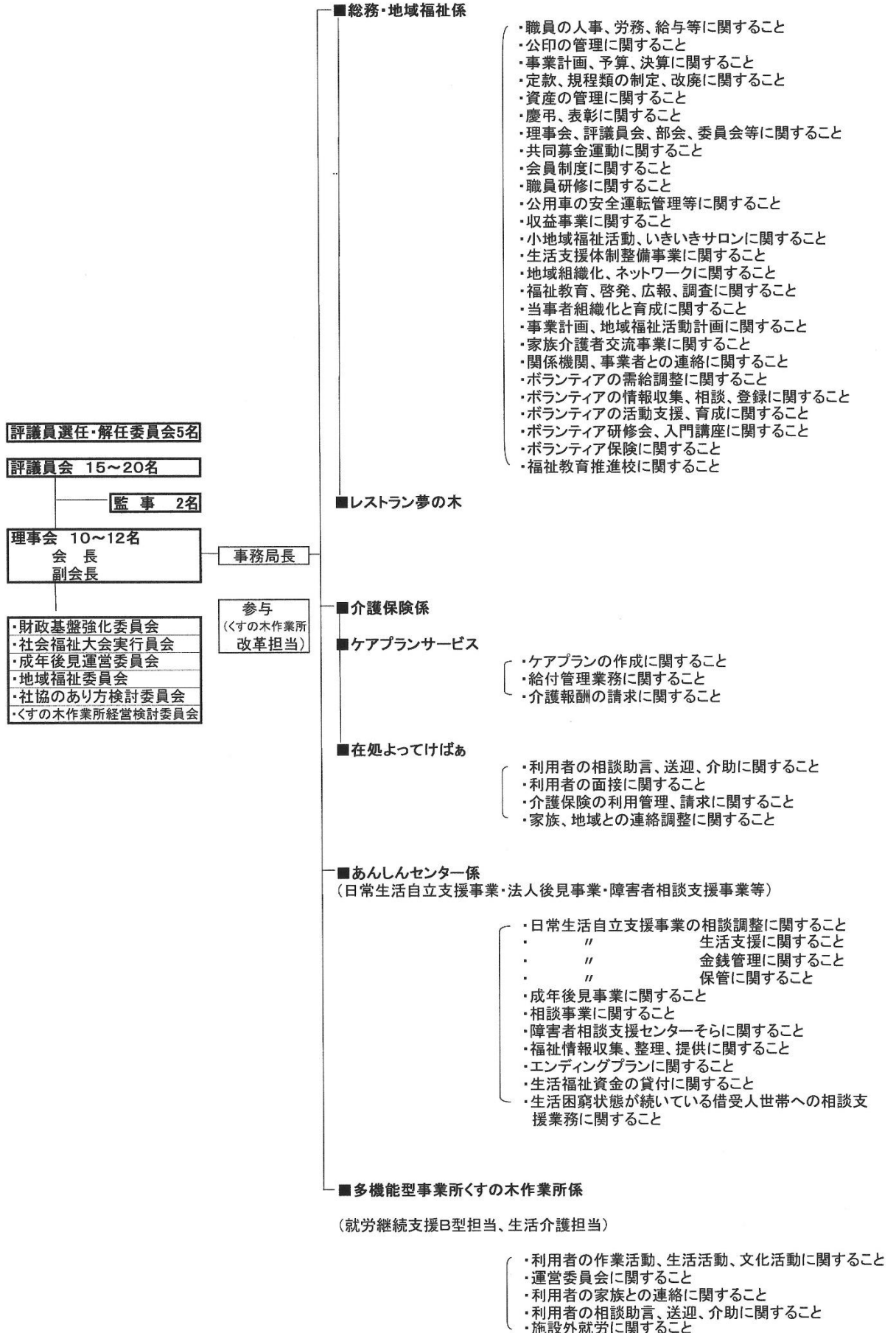
III 権利擁護支援の推進	13
---------------	----

IV 多機能型事業所くすの木作業所 事業計画	15
------------------------	----

V 居宅介護支援事業所 ケアプランサービス 事業計画	16
----------------------------	----

VI 認知症対応型デイサービス 在処よってけばぁ 事業計画	17
-------------------------------	----

社会福祉法人 荊町社会福祉協議会組織図(令和5年3月13日現在)



I 法人機能・財政基盤の強化

社協の基盤を強化するために、社協事業をアピールし、社協会員や共同募金への協力者を増やす取組を行います。また新しい制度へ対応していけるよう関係者と連携し対応していきます。

1. 理事会・評議員会・委員会活動の推進

- (1)理事・評議員に向けて社協事業の理解が深まるよう報告を行います
- (2)各種委員会を開催し、課題解決に向けての協議を行います

2. 社協会員増加に向けた取組み

- (1)個人会員の増加に向けて区へ回覧を行います(7月)
- (2)法人・企業・団体会員増加に向けて、新規開拓を行います(1月)

3. 赤い羽根共同募金運動の推進(10月)

- (1)募金額拡大のため、分かりやすい使いみちを記載したチラシを作成し周知を図ります
- (2)振込による募金方法の更なる周知を図ります

4. 社協内部の組織(連携)強化

- (1)職員同士が連携を意識し、ともに課題解決に向けて取り組みます
- (2)事業を行う上での手順を明確にし、職員間で共有します
- (3)職員及び関係者をはじめすべての人の尊厳を尊重できるよう人権学習を行い学びを深めます

5. 資金管理(会計)の効率化

- (1)事業を効率よく進めていくために各部署と連携し、情報共有を図ったうえで、正確な会計処理に努めます

6. 業務効率化と新しい制度への対応

- (1)ペーパーレス化に向けた対応策を研究します
- (2)税理士との連携によるインボイス制度への対応に努めます

7. 社会福祉大会の開催(11月)

- (1)社協事業を紹介し、理解促進に努めます
- (2)地域福祉推進功労者の表彰を行います

8. 配食サービス

- (1)配食サービス利用者の情報を職員間で共有し、スムーズな対応を心掛けます
- (2)配食サービスを継続していくため、価格高騰に対する対策を考えます

9. SOS徘徊ネットワーク活動への協力

- (1)SOS徘徊ネットワーク事業での協力者を増やします

10. 社協だよりの発行

- (1)社協だよりを発行します

11. 自主財源の確保

- (1)葬祭事業仲介手数料
- (2)自動販売機設置販売
- (3)郵便物販売手数料
- (4)バザー販売
- (5)使用済み切手販売手数料

Ⅱ 支え合いの地域づくりの推進

1. 地域福祉活動計画の推進

今年度で最終年を迎える第4次苅田町地域福祉活動計画・第2次地区福祉計画の振り返りを行い、次期計画の策定に向け、住民に身近な計画となるよう内部での協議や住民ワークショップを計画的に開催します。

- (1) 令和6年度からの策定に向け、社協内部での協議を行います
- (2) 先進的な社協や専門家の意見を参考に住民に身近な計画を作成します
- (3) 地区福祉計画の策定に向けたワークショップを開催します

2. あらゆる生活課題への対応と地域のつながりの再構築

地域生活課題が複合化・複雑化する中、既存の制度には当てはまらない、生きづらさを抱える方が増えています。そのような方の課題を受け止め、柔軟な事業展開を行い、地域住民の「我が事」の意識を醸成するための地域づくりを進めます。

(1) 社協総合相談体制における地域生活課題発見(入口)の強化

- ・小地域福祉活動の支援を通じた地域生活課題の早期発見に努めます
- ・窓口での相談や地域への訪問を通じ、地域生活課題の把握に努めます

(2) 社協内部の連携強化

- ・把握した課題が複雑・複合化している場合は、複数の係の職員が参加する会議を開催し、今後の支援について協議します
- ・業務推進会議を月に1回開催します
- ・個別支援検討会議の気軽な開催の研究を行います

(3) 社協総合相談における問題解決(出口)の促進

- ・社協で行っている事業の推進方法を検討し、変化している情勢に合った柔軟な事業展開を行います
- ・把握した課題を分析し、各事業との連携や新たな取り組みへつなげます

(4) 地域で起こっている問題を他人事にしらない我が事の地域づくり

- ・困りごとを抱える方の早期発見・早期解決するための支え合い会議を開催します
- ・地域での個別支援検討会議を開催します
- ・社協職員による出前講座を充実させます

3. 小地域福祉活動の充実

年間を通じた支え合い会議の開催を通じ、地域の気になる方の見守り活動の推進を図ります。レクリエーション道具を活用した地区対抗の交流会を実施し、つながりの再構築に努めます。また、ウィズコロナでの小地域福祉活動の在り方を探る研修会を充実させます。

(1)見守り活動の推進

- ・「支え合い会議」を小地域福祉活動推進地区で開催し、地域生活課題の顕在化や支援方法の協議を行います
- ・推進委員・福祉委員の見守り活動を推進するために、小地域福祉活動の手引きの改訂を行います
- ・新たに導入したシステム「住民支え合い MAP」を活用し、地域の見守り活動の推進を図ります
- ・小地域福祉活動や民生委員児童委員の見守り活動に同行します

(2)ふれあいいいききサロン等交流会活動の充実

- ・社協職員による出前講座やレクリエーション講座を推進します
- ・小地域福祉活動推進地区対抗のポッチャ交流会を開催します(8月)
- ・レクリエーション道具を活用した小地域福祉活動推進地区対抗大会を開催します
- ・社協だよりにて毎月2地区以上のサロンの様子を掲載します

(3)研修会などの開催

- ・小地域福祉活動懇談会を開催し、活動推進のための情報交換を行います
- ・小地域福祉活動推進地区ブロック別会長会議(先進社協の視察)を開催し、今後の小地域福祉活動の在り方について情報交換を行います
- ・小地域福祉活動を休止・自粛している地区へ向けた情報交換会を行います
- ・地域福祉活動リーダー研修を行います(10月)

4.生活支援体制整備事業

支え合い(互助)と介護予防(自助)の強化を目的に、第 2 層つながり隊(協議体)の活動支援、運動チャレンジ、フレイル予防出前講座といった取り組みを進めます。

(1)第 1 層つながり隊(協議体)を開催します

- ・支え合いの地域づくりについて協議を進めます
- ・住民フォーラムを開催し、支え合いの重要性を周知、啓発します(2 月)

(2)第 2 層つながり隊(協議体)への支援を行います

- ・活動に参加し、活動状況の把握や情報提供に努めます
- ・活動報告を作成し、ベース会議等で配布し、活動の見える化を行います
- ・第 2 層つながり隊の活動を広報誌へ掲載します
- ・他自治体の先進地区や専門家との情報交換の場づくりに努めます

(3)生活支援体制整備事業の進め方について合意形成を図ります

- ・ベース会議を年 4 回開催します
- ・生活支援コーディネーター会議(SCミーティング)を月 1 回開催します

(4)地域資源の把握と可視化を進めます

- ・地域への訪問により、高齢者や地域の課題の把握と支援に努めます
- ・支え合い会議・懇談会に参加し、住民の課題の把握と支援に努めます
- ・SNSの活用した広報・啓発を行います
- ・支え合い冊子を発行します(2 月)

(5)介護予防に向けた取組みを進めます

- ・運動チャレンジ企画を通じ、社会参加の重要性を啓発します
- ・体力測定を行いフレイル予防の重要性を周知します

(6)生活支援の研修会の開催

- ・運転ボランティアに関する研修(体験会)を開催します(6 月)
- ・第 1 層・第 2 層生活支援コーディネーター合同の研修を開催します(9 月)

5. ボランティアセンター活動の推進

ボランティアセンターでは、高校生向け、親子向け、子ども向け等若い世代を巻き込んだボランティア講座を積極的に開催していきます。

2年目を迎える企業(団体)ボランティアセンター登録制度も登録件数が増えるよう投げかけていきます。

- (1)レクリエーションボランティア養成講座を開催します(11月)
- (2)高校生ボランティア体験講座を開催します(8月)
- (3)夏休み子どもボランティア体験講座を開催します(8月)
- (4)親子ボランティア体験講座を開催します(6月)
- (5)ボランティア活動者向けの研修を開催します(10月)
- (6)企業(団体)ボランティアセンター登録制度の周知を図ります
- (7)手話奉仕員養成講座を開校します(4月)
- (8)社会福祉大会等でボランティアの表彰を行います(11月)
- (9)ニーズに基づいたボランティア活動を創造します

6. 福祉教育の推進

身近な福祉課題に対し、理解と関心、思いやりを身に付け、地域がつながる福祉教育の展開を目指し、地域における福祉の担い手を育む教育を推進していきます。

- (1)地域福祉セミナーを開催します(6月)
- (2)福祉入門教室を開催します(6月、7月)
- (3)社協職員による出前講座を開催します
- (4)認知症サポーター養成講座を開催します
- (5)公民館講座との連携を図ります

7. 福祉教育推進校活動の充実

ゲストティーチャー派遣再開の周知を図り、児童・生徒に直接話を聞く機会がもてるよう各学校に対し活用を促していきます。

福祉教育推進校連絡会を開催し、福祉教育の大切さを伝えていきます。

- (1)ゲストティーチャー派遣再開の周知をし、活用を促します
- (2)福祉教育推進校連絡会を開催します(3月)

8. 災害ボランティアセンターの体制強化

近年様々な災害が発生していることから、災害発生時に円滑な被災者支援ができるよう、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行い、運営マニュアルの見直しを行います。

- (1)災害ボランティアセンター設置運営訓練を行います(9月)
- (2)災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改訂を行います
- (3)災害時相互協定の研究を行います

9. ひきこもり当事者と家族支援

昨年度、社協総合相談体制の中で事業展開した、「畑づくりでの居場所づくり」を継続して推進し、地域や人とのつながり、自分の役割が実感できるような居場所をつくります。支援される当事者自身が役割を持てるような仕組みをつくります。

- (1)ひきこもり当事者とその家族の居場所づくりを推進します
- (2)ひきこもり当事者が役割を持てるような支援を行います

10. 社会福祉法人連絡会の推進

苅田町内の地域ニーズを把握・共有し、地域住民及び関係機関との連携を図り、「地域における公益的な取り組み」について協議を行い、地域共生社会の実現に寄与できる様、連携強化を図ります。

- (1)「地域における公益的な取り組み」について情報交換及び連携した取り組みの協議を行います
- (2)困窮者支援の一環として法人間で連携・協力し、フードドライブを実施します

11. 介護家族支援元気回復事業「元気回復サロン」の実施

- (1)登録者の悩みや不安の解消に繋がるよう、専門機関の職員による学習会を実施します
- (2)新たな体験や楽しみに繋がるよう、ボランティアグループとの交流を図ります

12. 障害者団体連絡会の活動支援

- (1)スポーツレクリエーション祭の開催を支援します(10月)
- (2)各団体のニーズや要望を聞き取り、町長・行政との懇談会を開催します

13.当事者の組織化

- (1)介護者の会づくりを進めます
- (2)当事者の会の支援を行います

14.ヘルパー(訪問介護)事業者の情報交換の場設置

Ⅲ 権利擁護支援の推進

個人の問題を、社協が培ってきたネットワークを活かしながら、地域全体で捉え、特例貸付後も続く生活困窮世帯に対し、相談体制の充実を図っていきます。また、日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用促進と支援体制を整え、高齢者や障害者の権利を擁護します。

1. 生活困窮状態が続いている世帯への相談支援業務の推進

- (1)借受人への伴走支援をします
- (2)フードパントリーを実施します(8月、12月、3月)
- (3)生活福祉資金の貸付相談を行います
- (4)緊急時の食糧支援を行います
- (5)ふくおかライフレスキュー事業を活用します

2. 日常生活自立支援事業の充実

日常生活を営むのに支障がある方に対し、地域で安心して生活ができるように福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を通して生活支援をします。

3. 法人後見事業

地域での成年後見制度の周知を図ります。また関係機関と情報共有し、成年後見制度の利用促進に向けて支援体制の推進に努めます。

- (1)制度についての相談を行います
- (2)後見業務を行います
- (3)成年後見等運営委員会を開催します(7月、2月)
- (4)社協包括連絡会を毎月開催します

4. 障害者相談支援事業の充実

障害者が地域で安心して生活ができるように適切な福祉サービスや他機関に結びつけ、支援していきます。

- (1)適切なサービス利用計画の作成をします
- (2)苅田町障害者相談支援事業の受託を継続して行います
 - ・一般相談を行います
 - ・京都郡自立支援協議会へ参加します

5. 地域支援検討会議の開催

個別支援の検討を通じて地域課題の発見と解決を目指します。

6. 相談窓口の充実

悩みごとや心配ごと等を抱える方が、気軽に相談しやすい相談会になるよう検討していきます。

- (1)心配ごと相談を開催します(毎週火曜日)
- (2)身障心配ごと相談を開催します(毎月第1火曜日)
- (3)無料法律相談を開催します(毎月1回)
- (4)相続・成年後見・多重債務相談を隔月開催します
(5月、7月、9月、11月、1月、3月)
- (5)終活相談を年に4回開催します(4月、7月、10月、1月)

IV 多機能型事業所くすの木作業所 事業計画

創作活動などを通して地域との交流の機会増やします。
個々の個性が伸ばせるように支援します

1. 就労継続支援 B 型

利用者の能力を引き出し、レベルアップに繋げるサービスを提供します

- (1) 利用者の伸ばせる部分を引き出し指導します
- (2) 作業の選択肢を増やします

2. 生活介護

(1) 利用者一人ひとりの特性に合わせた活動プログラムを作ります

- ・生産活動や創作などの余暇的活動の選択肢を増やします

(2) 地域活動に積極的に参加します

- ・ボランティアの方や地域の方々との交流の機会を増やします

V 居宅介護支援事業所 ケアプランサービス 事業計画

本人・家族の意向を尊重し、自立した生活が継続できるよう、多職種・地域との連携を図り、公正中立なケアマネジメントの実践に努めます。

1. 特定事業所加算算定事業所としての役割を遂行します

研修会に出席して自己研鑽に励み、また他事業所と共同による事例検討会を開催し資質向上に努めます。また、町内他事業所の主任介護支援専門員との連携を図り、地域の介護支援専門員の抱える課題・地域課題に対してバイザー的機能を強化できるように努めます。

2. 自立支援を目的に適切なケアプランを作成します

要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、PDCA サイクル推進を図り、ケアの質の向上に努めます。

3. 災害・感染症発生時も業務継続できるよう ICT を活用します

災害・感染症発生時においても、可能な限り業務を継続できるよう、リモート機能を活用したテレワークの推進および ZOOM を活用した連携の推進に努めます。

4. 地域への広報活動・介護保険の理解促進に努めます

介護保険相談窓口であることを掲載し相談しやすい環境づくりに努めます。

VI 認知症対応型デイサービス 在処よってけばあ 事業計画

認知症の進行予防、意欲向上が図れ、個々にあった専門的なケアを提供する事で
住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるように支援します。

1. 職員の専門性と資質の向上

認知症の進行に伴う不安や苦痛を受けとめ気持ちに寄り添う介護、認知症の人の持つ力、できない事でなく、できる力に目を向けられるように専門職として自己研鑽に励むと共に、研修への参加や資格取得を奨励し資質や技術の向上を図ります。

2. 地域との交流の促進

地域と安心して交流できる機会を作るように努めます。

3. 家族介護支援の強化

家族が介護について一人で抱え込まない様に、認知症についての理解や対応の仕方、問題点などについて話しやすい場を提供していきます。

4. 新型コロナウイルス感染予防、環境の整備